

# ■ 考え方レベルで会計理論を理解する ～「新現代会計入門」を参考書にして～

---

## 当資料の目次

1.	ストックオプションの会計 .....	2
1.1	定義 .....	2
1.2	狙い .....	2
1.3	ストックオプションの会計処理 .....	2
①	文章で説明すると .....	2
②	図解 .....	3
③	権利行使時の資本組入れ額 .....	3
④	権利失効時の会計処理 .....	4
⑤	その他 よくわからないこと .....	4

# ■ 考え方レベルで会計理論を理解する ～「新現代会計入門」を参考書にして～

## 1. ストックオプションの会計

### 1.1 定義

- ストックオプションとは経営者や従業員が一定の行使価格で自社の株式を購入できる権利。
- 無償と有償がある。

### 1.2 狙い

- 株価が行使価格を上回る値上がりをするとうストックオプションの権利保有者は利益をえることができるので、会社の業績を良くして株価を上げようとする動機付けが働く。
- また、無償型であれば適格要件を満たすことで「税制適格ストックオプション」の導入が可能です。従業員がストックオプションを行使し株式を取得した時点では税金がかからず、最終的に売却して利益が出た時に譲渡取得としてのみ課税される制度です。
- 会社側はコストを掛けずに報酬を与えることができる。

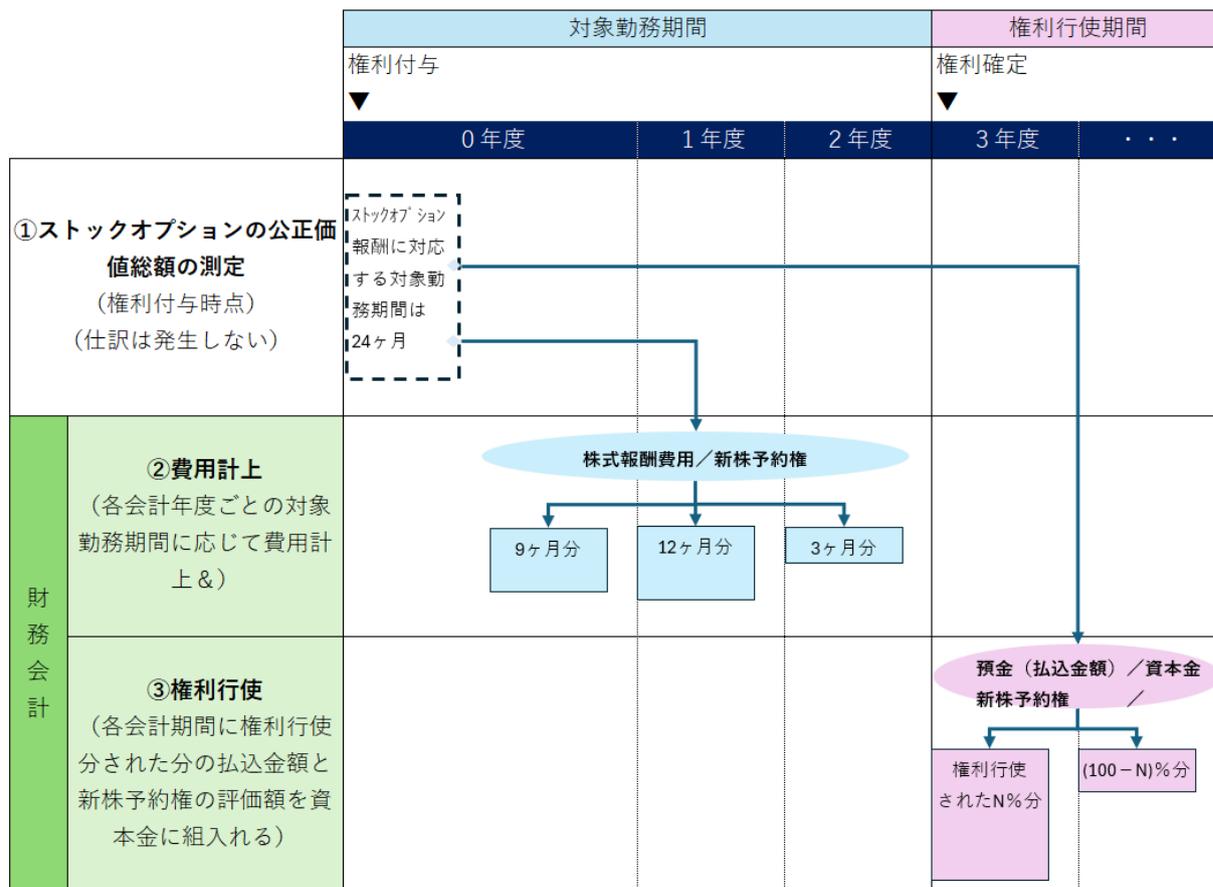
### 1.3 ストックオプションの会計処理

#### ① 文章で説明すると

- 権利付与の時点でのストックオプションの公正価値を測定する。会社が負担するのはこの金額だけ。公正価値の算出手法にはブラック-ショールズ・モデルなどいくつかの手法がある。この時点では仕訳は発生しない。
- ストックオプションの公正価値は権利付与を決定した時点で測定され、その後見直されることがないようだ。その理由は不明。
- 会計処理としては、上記のストックオプションの公正価値の金額を、権利が行使できるようになるまでの間、各会計期間ごとに報酬に対応する勤務期間に応じた比率で各期末に計上していく。仕訳は以下の通りで、新株予約権勘定は純資産の科目。  
株式報酬費用 / 新株予約権
- 権利確定日以降、権利が行使された場合の仕訳は以下の通り。新株予約権が資本金に組入れられていく。  
預金（払込金額） / 資本金  
新株予約権（権利行使された分に対応した） /

## ■ 考え方レベルで会計理論を理解する ～「新現代会計入門」を参考書にして～

### ② 図解



### ③ 権利行使時の資本組入れ額

- 株式会社の資本金の額は、別段の定めがある場合を除き、株式の発行に際して株主となる者が当該株式会社に対して払込みをした財産の額とします(会社法第445条1項)。
- 前項の払込みに係る額の2分の1を超えない額は、資本金として計上しないことができます(会社法第445条2項)。そのため、権利行使時の仕訳の貸方が資本金と資本準備金になることがあります。
- 例えば、トレンドマイクロの有価証券報告書には以下の記述がある。ここでは、払込金額が5,790に対し、資本組入額がその2分の1の2,895となっている。

	第37回
決議年月日	2019年12月3日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役3名 当社子会社取締役3名 当社子会社従業員7名
新株予約権の数(個)※	1,647 [1,535] (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 164,700 [153,500] (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	5,790 (注)2
新株予約権の行使期間※	2019年12月19日～ 2024年12月18日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 5,790 資本組入額 2,895

## ■ 考え方レベルで会計理論を理解する ～「新現代会計入門」を参考書にして～

---

### ④ 権利失効時の会計処理

- 権利確定前の場合、その分の株式報酬費用の計上が減る。
- 権利確定後は、以下の仕訳を行い新株予約権を「新株予約権戻入益」として、特別利益に振り替える。  
新株予約権／新株予約権戻入益

### ⑤ その他 よくわからないこと

- 無償のストックオプションの場合の、権利付与時点の公正価値というのがピンとこない。